エ　受験資格を有することを証する書面　受験を希望する者は、㋐又は㋑ａについては、ウ記載の受験願書とともに、㋑ｂについては、平成22年４月５日（月）（当日までの消印があるものに限る。）までに司法試験委員会あて書留郵便により提出すること。ただし、受験を希望する者が、司法試験委員会による法科大学院に対する受験資格の照会に同意している場合、又は出願用紙に受験者ＩＤ（司法試験委員会が過去の新司法試験の出願者に送付した受験資格確認通知書に記載されたもの。以下同じ。）を記載した場合には、下記の書面は提出不要。

㋐　法科大学院の課程を修了している者は、法科大学院課程修了証明書

㋑　平成22年３月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みの者

ａ　出願時　平成22年３月31日までに法科大学院の課程を修了する見込みであることを証する書面

ｂ　修了後　法科大学院課程修了証明書

⑵　法務省オンライン申請システム（以下「システム」という。）による出願の場合

ア　システムを使用して出願する場合には、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）を参照すること。

イ　出願期間等　平成21年11月25日（水）から12月１日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の間の午前８時30分から午後８時まで。受験手数料として27,200円を、上記の出願期間内に国庫金電子納付システムを利用して納付すること。

ウ　提出書類　⑴エに記載した受験資格を有することを証する書面（受験を希望する者が、司法試験委員会による法科大学院に対する受験資格の照会に同意している場合、又は受験願書情報に受験者ＩＤを入力した場合は、受験資格を有することを証する書面は提出不要。）、住民票（出願前６月以内に交付されたもの。受験願書情報に住民票コードを入力した場合は、住民票は提出不要。）、その他出願に必要な書類を平成21年12月８日（火）（当日までの消印があるものに限る。）までに司法試験委員会あて書留郵便により提出すること。

５　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは、司法試験委員会（〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省内　電話03（3580）4111㈹）に行うこと。

⑵　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

⑶　行政機関の休日に関する法律第１条第１項に定める行政機関の休日には、事務は行わない。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人清水龍三の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 21 年 11 月 13 日　　山口地方法務局

農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告

下記１の国有財産は、農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により自作農の創設又は土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことが可能となったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して３箇月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定による買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

平成 21 年 11 月 13 日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び最後に知り得た住所
茨城県つくば市大舟戸字細見道389番８ 公衆用道路 241㎡	横島　利男 住所不明

公　示　送　達

送達を受けるべき者 住所	氏名	送達する書類 事件の表示	書類名
神奈川県横浜市緑区中山町307番地11号　第３丸正ビル506号	小泉　裕功	特願平11―308054	拒絶査定の謄本
東京都中央区新川１－４－１　住友不動産六甲ビル1003	株式会社Ｒ＆Ｗ	ＰＣＴ／ＪＰ2006／302665	出願却下の処分
〃	〃	ＰＣＴ／ＪＰ2006／302666	〃
岡山県倉敷市川入813―12	河田　正彦	意願2008―3825	〃
大阪府大阪市住之江区浜口西２丁目１番６号	松井　陽子	商願2008―39648	拒絶理由通知書
大阪府大阪市中央区上本町西１－５―18　Ｈ２Ｏ第５ビル	株式会社サンアースゴールド	商願2008―57418	〃
東京都中央区日本橋蛎殻町２丁目５番３号	オークマ企画有限会社	取消2009―300784	審判請求書副本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成 21 年 11 月 13 日　　特許庁長官

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 11 月 13 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年10月13日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　みつぼしテクノ株式会社　吉本　孝光　石川県金沢市京町26―22　国土交通大臣許可（般・特―17）第495号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年９月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 21 年 11 月 13 日

北陸地方整備局長　前川　秀和

１　処分をした年月日　平成21年10月13日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　アパ建設株式会社　元谷外志雄　石川県金沢市大和町１－５　国土交通大臣許可（特―18）第8002号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成21年９月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第２６８６号

名古屋市緑区細口２丁目403番地

申立人　小川すみ子

本籍名古屋市東区東大曽根町301番地、最後の住所名古屋市東区東大曽根町３番22号、死亡の場所名古屋市東区、死亡年月日平成21年８月７日、出生の場所名古屋市東区、出生年月日昭和21年３月４日、職業不詳

被相続人　亡　永田　春視

事務所名古屋市中区丸の内３―17―６　ナカトウ丸の内ビル８Ｇ　成田・長谷川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　成田　　真

名古屋家庭裁判所